

食品安全委員会（第491回会合）議事概要

日 時：平成25年10月21日（月） 14：00～15：08

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか 7名出席

傍聴者：報道 1名、行政機関 5名、一般 5名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 遺伝子組換え食品等 4品目

- ①除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種
- ②除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統（スイートコーン）
- ③チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統（スイートコーン）
（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

- ④除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ（DP-073496-4）（食品・飼料）
（厚生労働省及び農林水産省からの説明）

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

・ 農薬 1品目

- メタアルデヒドの意見聴取に係る追加データについて
（農林水産省からの説明）

→農林水産省及び担当委員の三森委員から説明。

本件については、追加データが提出されたことを受け、農薬専門調査会において審議することとなった。

(2) 添加物専門調査会における審議結果について

- ・「*Aspergillus niger* ASP-72株を用いて生産されたアスパラギナーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

(3) 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「フェニトロチオン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、一部修正の上、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「エトキシスルフロン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フェノキサスルホン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フルオリミド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「エトキシスルフロンの一日摂取許容量を0.056 mg/kg 体重/日と設定する。」、「フェノキサスルホンの一日摂取許容量を0.17 mg/kg 体重/日と設定する。」、「フルオリミドの一日摂取許容量を0.092 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・動物用医薬品「オルビフロキサシン」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤」に係る食品健康影響評価について

「オルビフロキサシンの一日摂取許容量を0.012 mg/kg 体重/日と設定する。」、「オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）へ通知することとなった。

- ・プリオン「アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

- ・「リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
- ・また、本件については、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提としていることから、リスク管理機関（厚生労働省）に対し、アイルランドにおけるこれらの実施状況について、定期的に当委員会へ報告をお願いすることとした。

（５）その他

→調査・研究企画会議構成員の改選について、事務局から報告。